

○厚生労働省告示第三百八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年十二月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第1 1～1176 (略) <u>1177 体外フォトフェレーシス装置</u> <u>1178 人工心臓弁結さつ器</u> <u>1179 チタンサファイアレーザ</u> <u>1180 経中隔用能動型穿刺器具</u> <u>1181 単回使用視力補正用色付薬剤含有コンタクトレンズ</u> <u>1182 単回使用視力補正用薬剤含有コンタクトレンズ</u> 別表第3 1～1209 (略) <u>1210 液体金属毛細管体温計</u>	別表第1 1～1176 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 別表第3 1～1209 (略) (新設)